

原管発官 R1 第 199 号

令和 2 年 2 月 21 日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

( 6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更 )

本文及び添付書類の一部補正について

令和元年 10 月 31 日付け 原管発官 R1 第 133 号をもって申請しました当社 ,  
柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 ( 6 号及び 7 号発電用  
原子炉施設の変更 ) の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 ( 6 号及び 7 号発電  
用原子炉施設の変更 ) の本文及び添付書類を , 別添のとおり補正する。

## 別添

別紙 2 ( 本文 ) の一部補正

添付書類八の一部補正

添付書類十の一部補正

## 別紙 2 (本文) の一部補正

別紙2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-18-	13行	がない設計とする。	<p>がない設計とする。<u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評</u></p>

			<p><u>価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p>
-19-	12行～ 13行	<u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</u>	<p>当該要員</p>
-19-	14行	がない設計とする。	<p>がない設計とする。<u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回</u></p>

<p>—21—</p>	<p>1行～ 3行</p>	<p><u>気体状の放射性物質並びに火災等により発生するばい煙，有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u></p>	<p><u>ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>—21—</p>	<p>11行～ 12行</p>	<p>がない設計とする。</p>	<p>がない設計とする。<u>そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては，運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価</u></p>

			<p><u>結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る</u> <u>ことにより、運転員を防護</u> <u>できる設計とする。可</u> <u>動源の輸送ルートは、運</u> <u>転員の吸気中の有毒ガス</u> <u>濃度の評価結果が有毒ガ</u> <u>ス防護のための判断基準</u> <u>値を下回るよう運用管理</u> <u>を実施する。</u></p>
-21-	22行～ 24行	<p>気体状の放射性物質及び 中央制御室外の火災によ り発生する<u>有毒ガス</u>に対 する換気設備の隔離その 他の適切に防護するた めの設備を設ける。</p>	<p>気体状の放射性物質並び に中央制御室外の火災等 により発生する<u>ばい煙</u>や <u>有毒ガス</u>及び降下火砕物 に対する換気設備の隔離 その他の適切に防護する ための設備を設ける。</p>
-27-	18行～ 19行	<p><u>重大事故等に対処するた</u> <u>めに必要な指示を行う要</u> <u>員</u></p>	<p>当該要員</p>
-27-	20行	<p>がない設計とする。</p>	<p>がない設計とする。<u>その</u> <u>ために、有毒ガス防護に</u> <u>係る影響評価を実施す</u> <u>る。有毒ガス防護に係る</u> <u>影響評価に当たっては、</u> <u>有毒ガスが大気中に多量</u> <u>に放出されるかの観点か</u> <u>ら、有毒化学物質の性状、</u> <u>貯蔵状況等を踏まえ固定</u> <u>源及び可動源を特定す</u> <u>る。また、固定源及び可</u> <u>動源の有毒ガス防護に係</u></p>

			<p><u>る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p>
-37-	11行	手順と体制を整備する。	<p>手順と体制を整備する。<u>固定源及び可動源に対しては、運転員及び緊急時対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</u></p>
-37-	12行～14行	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、<u>運転員及び緊急時対策要員に対して防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順を整備する。</u></p>	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、<u>運転員及び緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p>

<p>－37－</p>	<p>15行～ 16行</p>	<p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、</p>	<p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、<u>当直長等に連絡し、当直長等は連絡責任者を經由して</u>通信連絡設備により、</p>
-------------	---------------------	---------------------------------------	--

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-目-1	11行と 12行の間	(追加)	<u>6.10.1.6 評価</u>
8-目-1	16行の次	(追加)	<u>10.9.1.4 主要設備</u> <u>(1) 5号炉原子炉建屋内</u> <u>緊急時対策所(6号及び</u> <u>7号炉共用)</u>
8-1-2	22行	対処能力が低下	対処能力が <u>著しく</u> 低下
8-1-3	1行～ 7行	想定される有毒ガスの発生において、 <u>薬品タンク、配管等に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)</u> 及び発電所構内においてタンクローリ等の輸送容器に保管されている、 <u>有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)</u> に対しては、 <u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</u>	想定される有毒ガスの発生において、 <u>有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている <u>有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)</u> 及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている <u>有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)</u> それぞれに対して <u>有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評</u>

頁	行	補正前	補正後
8-1-4	14行～ 17行	<p>想定される有毒ガスの発生において、固定源及び可動源に対しては、<u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p><u>価」という。)を実施する。固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>想定される有毒ガスの発生において、<u>有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>固定源及び可動源に対しては、<u>当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</u></p>
8-6-1	17行～ 18行	がない設計とする。	<p>がない設計とする。<u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日 原規技発第1704052号原子力規制委員会決定)(以</u></p>

頁	行	補正前	補正後
			<p> <u>下「有毒ガス評価ガイド」という。）を参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建屋内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては，貯蔵容器すべてが損傷し，可動源に対しては，影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し，有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，</u> </p>

頁	行	補正前	補正後
			<p><u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，運転員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは，運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p>
8-6-6	9 行の次	(追加)	別紙 1 を追加する。
8-10-1	17 行～ 20 行	<p><u>想定される有毒ガスの発生において，固定源及び可動源に対しては，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	(削除)
8-10-1	20 行の次	(追加)	別紙 2 を追加する。

6.10.1.6 評価

「(3)」を「(4)」とし、「(4)」を「(5)」とし、「(5)」を「(6)」とし、「(6)」を「(7)」とし、(3)を以下のとおり追加する。

- (3) 想定される有毒ガスの発生において、固定源及び可動源に対しては、貯蔵量等の状況を踏まえた評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員の対処能力が著しく低下しない。

## 10.9.1.4 主要設備

## (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用）

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋付属棟内に設け、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるための要員を収容できる設計とする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
10-5-1	13行～ 14行	手順と体制を整備する。	手順と体制を整備する。 <u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、運転員及び緊急時対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</u>
10-5-1	15行～ 17行	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策要員に対して <u>防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順を整備する。</u>	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策要員のうち <u>初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u>
10-5-1	18行～ 19行	<u>運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、</u>	<u>当直長等に連絡し、当直長等は連絡責任者を經由して通信連絡設備により、</u>